令和５（２０２３）年１２月版
中央区福祉事務所

生活保護のご案内

～生活保護のご相談をされる方へ～

＜内容＞

1. 生活保護とは……2
2. 保護を受けるにあたって……2
3. 生活保護の決定について……4
4. 生活保護の種類……5
5. 生活保護を受ける方の権利と義務……5
6. 生活保護の手続きの流れ……6
7. ご持参いただくもの……7

1. 生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法に規定する基本的人権の一つである生存権を具体的に保障したもので、高齢や病気、失業などにより収入が少なく生活に困ったとき、その程度に応じて必要な保護を行なうことで生活を保障し、自分の力またはその他の方法で生活ができるようになるまで援助する制度です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

憲法第２５条（抜粋）

《すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する》

2. 保護を受けるにあたって

生活保護は、世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

まずは、以下のような、自身でできること、努力できることをしてください。

① 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

② 資産の活用

預貯金や土地・家屋、自動車、生命保険、有価証券、貴金属などがあれば、生活費への活用をしてください。

高齢者で居宅用不動産をお持ちの場合、その不動産を担保に生活資金の借入をしていただくことがあります（要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度）。

③ 扶養義務者からの援助

親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。ただし、扶養義務者が扶養しないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。

また、DV や虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合や扶養義務者が７０歳以上の高齢者の場合、１０年程度音信不通の場合などは、扶養照会を見合わせることもできますので、事前に相談してください。

④ 他制度の活用

年金、手当など、他の法律（制度）で利用できるものは活用してください（国民年金、厚生年金、年金生活者支援給付金、健康保険、傷病手当、雇用保険、労災保険、児童扶養手当、心身障害者福祉手当、自立支援医療等）。

生活保護法第４条（保護の補足性）

- ①生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、 その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ②民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③前２項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

外国人の場合

生活に困窮している在日外国人に対しても、永住者、定住者、永住者の配偶者等の資格で在留する場合には、日本国民に準じた保護を行っています。

暴力団員の場合

暴力団員に対しては、生活保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き、申請を却下することになります。また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合は、所定の手続きを経た上で保護が廃止となります。

3. 生活保護の決定について

生活保護費は、世帯全員の収入が国で定める生活保護基準で算定される最低生活費に満たない場合、生活保護を受けることができ（要否判定）、その不足分だけが支給されます（程度決定）。

また、生活保護の要否や程度は、原則として、福祉事務所が世帯単位（一緒に暮らしている人）で判断し、決定します。

最低生活費と収入の対比

- 保護が受けられる場合

※収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

- 保護が受けられない場合

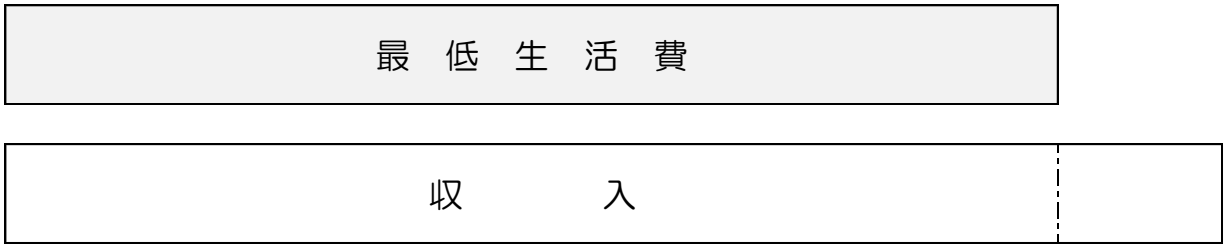

※収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

◆ 収入について

世帯全員の収入を申告していただきます。

① 就労に伴う収入

給与、日雇収入、自営業を営んで得た収入など

② 就労に伴わない収入

年金、年金基金、年金生活者支援給付金、失業保険、各種手当、仕送り、贈与、財産収入など（キャッシング、知人等からの借金も収入となります。）

③ その他の収入

動産や不動産の処分による収入、保険金、相続、過払利息返還金などその他臨時的収入

4. 生活保護の種類

国の定めた基準により、世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

1　生活扶助	食費、衣料費、水道光熱費など日常のくらしに必要な費用
2　住宅扶助	家賃、地代にかかる費用
3　教育扶助	学用品など義務教育にかかる費用、クラブ活動等にかかる費用
4　医療扶助	病気やケガを治療するための費用（通院費や治療材料費を含む）
5　介護扶助	介護保険サービスを受けるための費用
6　出産扶助	出産をするための費用
7　生業扶助	自立に必要な技術を身につけるための費用、仕事につくために直接必要な衣服等の費用、高等学校などの就学等に必要な費用
8　葬祭扶助	火葬等の費用

毎月の決まった保護費のほか、特別な理由により必要となるものについて、一定の条件のもと、被服費、家具什器費、転居の際の敷金等、契約更新料、移送費などの扶助が受けられる場合があります。

◆ 減免されるもの

税金（住民税、固定資産税）、上・下水道基本料、都営住宅の共益費、入居時保証金の減免および国民年金保険料、NHK の放送受信料などの免除が受けられるほか、都営交通の無料パスの交付（１世帯１名分）が受けられます。

5. 生活保護を受ける方の権利と義務

生活保護を受給される方は、以下のような権利と義務があります。

◆ 権利：保障されていること

1. 決定された保護は、正当な理由なく、止められたり減らされたりすることはありません。
2. 保護として受けたお金や品物、保護を受ける権利は、差押さえられることはありません。
3. 保護として受けたお金や品物には税金がかかりません。

◆ 義務：守ってもらうこと

1. 生活保護を受けている権利は、他の人にゆずることはできません。
2. 常に能力に応じて働き、支出の節約をはかり生活維持・向上に努めてください。
3. 収入や仕事、家族の状態等が変わったときはすみやかに報告してください。
4. 福祉事務所から、生活の維持・向上、保護の目的を達成するために必要な指導または指示を受けたときは守ってください。
5. 保護開始後に新たな金銭の貸し借りはできません。借金は収入として認定されます。

※これらのことを守ってもらえない時は、保護の停止や廃止をすることがあります。

保護費の返還と徴収

資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や、 収入等の偽りの申告をし、不正に保護を受けた場合などは、すでに支払われた保護費を返還していただきます。不正受給に対しては、ペナルティーとして上乗せされた額を返していただくことや刑法により罰せられることがあります。

6. 生活保護の手続きの流れ

相談・申請

- 生活保護の相談は、ご本人かご家族がお越しください。
- やむを得ず来られない場合は、親類等事情がよくわかる方がお越しください。
- 生活保護制度の説明をさせていただくとともに、各種社会保障施策等の活用について検討します。（できる限り、７ページに記載する書類をお持ちください。）
- 申請手続きは、本人、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請意思を確認した上で行うことができます。

調査・判定

- 申請に基づき、地区担当者が住まいの確認や暮らしの様子について具体的に知るために家庭訪問をします。保護の決定に必要な調査や家庭訪問により、保護が必要かどうか判断します（調査・判定にあたっては７ページ記載の書類等が必要になります。）。

決定・通知

- 保護を受けられるかどうかは、申請の手続き後、原則１４日以内（特別な場合は 30 日以内）に決定し文書によりお知らせします。

※生活保護の決定に不服がある場合は、その連絡を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に東京都知事へ審査請求の申立てができます。

7. ご持参(じさん)いただくもの

1．資産に関するもの
⑴　金融機関の通帳　※お持ちのものすべて。少なくとも直近１年分まで記帳してください。家族全員分の通帳。 ⑵　生命保険等の証書　※生命保険がおりた時の金額とその書類（解約返戻金が確認できる書類） ①　生命保険　②　簡易保険　③　共済保険　④　その他（　　） ⑶　手持ち金メモ（現金、預貯金の金額） ⑷　借金・負債のわかる書類

2．　収入に関するもの	
働いている方	⑴　給与明細書　※給与が分かる書類（前３か月分） ⑵　源泉徴収票、確定申告書（自営業の方等） ※雇用主と雇用保険及び雇用の継続、退職時の退職金についてわかるもの
年金、手当受給者	⑴　年金の証書 ⑵　年金支払通知書、年金生活者支援給付金振込通知書※直近のもの ⑶　手当の支給通知書　※直近のもの ①　児童手当　②　児童扶養手当　③　児童育成手当 ④　障害者福祉手当　⑤　その他（　　）

3．住まいに関するもの
⑴　アパート、マンション等の建物賃貸借契約書、土地賃貸借契約書 ⑵　家賃（土地）領収書 ⑶　水道光熱費（水道料金、電気、ガス、電話代金等）領収書、請求書、振込口座通帳 ⑷　不動産をお持ちの方 ①　権利証または登記識別情報　②　固定資産税納税通知書　または　納税証明書

4．医療に関するもの
⑴　健康保険証、後期高齢者医療証 ⑵　介護保険証 ⑶　入院代金など医療費支払い領収書 ⑷　心身障害者医療証 ⑸　ひとり親家庭医療証 ⑹　診察券（受診先名称、所在、電話番号がわかるもの）

5．障害等に関するもの
⑴　身体障害者手帳 ⑵　愛の手帳 ⑶　精神保健福祉手帳 ⑷　被爆者手帳

6．その他
⑴　親、兄弟、子どもの住所・連絡先　　⑶　マイナンバーカード ⑵　印鑑（朱肉を使用するもの）

※必要な書類等が揃っていなくても申請はできます。ご相談ください。
※その他、必要なものが出てくることもありますので、ご協力お願いします。

メモ

相談窓口

中央区福祉事務所

福祉保健部生活支援課

（中央区役所　本庁舎地下１階）

〒104-8404

東京都中央区築地一丁目1番1号
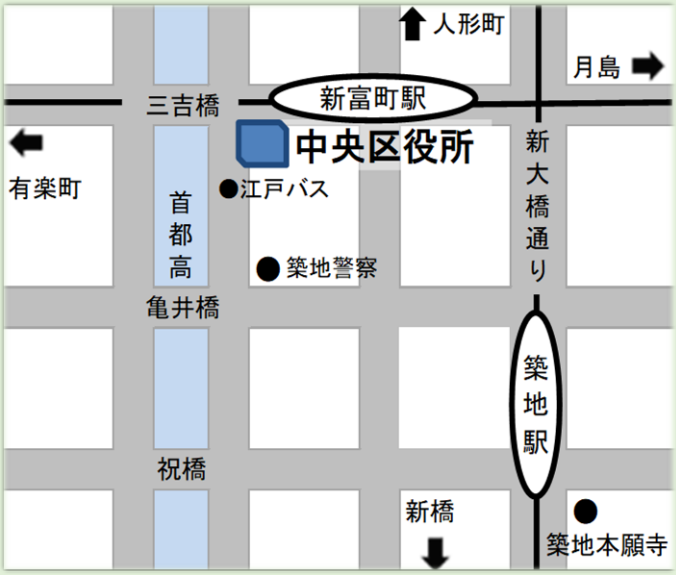
電話　０３－３５４６－５２０８